

2025 年 3 月 25 日

新設分割にかかる事前備置書類

(会社法第 803 条及び会社法施行規則第 205 条に基づく開示事項)

東京都中央区日本橋二丁目 1 6 番 8 号
日本パーカライジング株式会社
代表取締役 社長執行役員 青山 雅之

日本パーカライジング株式会社（以下「当社」といいます。）は、2025 年 3 月 25 日付新設分割計画書に基づき、2025 年 7 月 1 日を効力発生日として、当社の医療機器事業に関して有する権利義務を、新たに設立する Parker MedTech 株式会社（以下「新会社」といいます。）に承継させる新設分割（以下「本件分割」といいます。）を行うことにいたしました。

当社が、本件分割に関して会社法第 803 条及び会社法施行規則第 205 条の定めるところにより、開示すべき事項は下記のとおりです。

記

1. 新設分割計画の内容

2025 年 3 月 25 日付新設分割計画書の内容は、別紙のとおりです。

2. 本件分割の対価の定め相当性に関する事項

(1) 交付する株式数の相当性に関する事項

新会社は、本件分割に際して普通株式 200 株を発行し、その全てを当社に割当交付いたします。かかる株式数につきましては、当社が新会社の発行する全ての株式を取得するため、任意に定めることができると考えられるところ、新会社の効率的な管理等を考慮して、この株式数が相当であると判断しております。

(2) 資本金及び準備金の額に関する事項

当社は、新会社の資本金及び準備金の額を、新会社が承継する資産等及び今後の事業活動等の事情を考慮した上で、機動的かつ柔軟な資本政策を実現させる観点から、会社計算規則に従い、新設分割計画書第 6 条記載のとおりとすることにいたしました。当社は、当該資本金及び準備金の額は相当であると判断しております。

3. 当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

4. 効力発生日以後における当社の債務及び新会社の債務（当社が新設分割により新会社に承継させるものに限る。）の履行見込みに関する事項

(1)当社の債務の履行の見込みについて

当社の2024年3月31日現在の貸借対照表における資産の額は、負債の額を上回っております。また、本件分割の効力発生日以後においても資産の額が負債の額を上回ることが見込まれます。さらに、本件分割の効力発生日以後において、当社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予測されておられません。

以上より、本件分割の効力発生日以後における当社の債務について、履行の見込みがあるものと判断しております。

(2)新会社の債務の履行の見込みについて

新会社に債務は継承しないので、該当事項はありません。

以上より、本件分割の効力発生日以後における新会社の債務について、履行の見込みがあるものと判断しております。

なお、本件分割の効力発生日までの間に、上記事項に変動が生じるときは、変更後の当該事項を記載した書面を備え置きます。

以上

(別紙)

新設分割計画書

日本パーカライジング株式会社（以下「当社」という。）は、新たに設立する Parker MedTech 株式会社（以下「新設会社」という。）に対し、当社の営む医療機器事業（以下「本件対象事業」という。）に関する権利義務を承継させる新設分割を行うことにつき、以下のとおり新設分割計画書（以下「本計画」という。）を作成する。

第 1 条（新設分割）

当社は、本計画の定めに従い、本件対象事業に関して当社が有する第 4 条に定める資産、債務、契約その他の権利義務を新設会社に承継させる新設分割を行う（以下「本件新設分割」という。）。

第 2 条（新設会社の定款記載事項）

1. 新設会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数並びにその他新設会社の定款で定める事項は、別紙 1「定款」に記載のとおりとする。
2. 新設会社の設立時本店所在場所は、東京都中央区日本橋三丁目 10 番 5 号とする。

第 3 条（新設会社の設立時取締役及び設立時監査役の氏名）

新設会社の設立時取締役及び設立時監査役は、以下のとおりとする。

(1) 設立時取締役

村上 邦佳、田村 裕保、福田 康政

(2) 設立時監査役

齊藤 武弘

第 4 条（承継する資産、債務、契約その他の権利義務）

1. 当社は、2024 年 3 月 31 日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに第 7 条に定める効力発生日の前日までの増減を加除した、本件対象事業に関する資産、債務、契約その他の権利義務（その詳細は別紙 2「承継権利義務明細表」に定める）を、効力発生日において新設会社に移転し、新設会社はこれを承継する。
2. 当社から新設会社に対する債務の承継はしない。

第 5 条（本件新設分割に際して交付する新設会社の株式の数）

新設会社は、本件新設分割に際して、普通株式 200 株を発行し、そのすべてを前条に定める権利義務の対価として当社に割り当て交付する。

第 6 条（新設会社の資本金及び準備金に関する事項）

新設会社の設立の際における資本金及び準備金の額は以下のとおりとする。

- | | |
|-------------|-------------------|
| (1) 資本金の額 | 金 10,000,000 円 |
| (2) 資本準備金の額 | 金 1,190,000,000 円 |
| (3) 利益準備金の額 | 金 0 円 |

第 7 条（新設会社の成立の日）

新設会社の設立の登記をすべき日（以下「効力発生日」という。）は 2025 年 7 月 1 日とする。但し、当社は、本件新設分割における手続進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、効力発生日を変更することができる。

第 8 条（株主総会の承認）

当社は、会社法第 805 条の規定に基づき、会社法第 804 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本件新設分割を行う。

第 9 条（競業避止義務）

当社は、新設会社が承継する本件対象事業について競業避止義務を負わず、効力発生日以降においても、本件対象事業と競業する事業を行うことができるものとする。

第 10 条（本計画の変更及び中止）

当社は、本計画作成日から効力発生日に至るまで、天災地変その他の事由により、当社の財務状態又は経営状態に重大な変更が生じた場合その他本件新設分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、本計画を変更し、又は本件新設分割を中止することができるものとする。

第 11 条（本計画に定めのない事項）

本計画に定める事項の他、本件新設分割に関し必要な事項は、本計画の趣旨に従って、当社がこれを決定する。

2025 年 3 月 25 日

東京都中央区日本橋二丁目 16 番 8 号
日本パーカライジング株式会社
代表取締役社長執行役員 青山 雅之

【別紙1】

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、Parker MedTech 株式会社と称し、英文ではParker MedTech Co., Ltd.と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 医療機器、医薬品および医薬部外品の製造・販売
- (2) 医療機器、医薬品および医薬部外品の輸出ならびに輸入
- (3) 上記品目に関連する製品の製造・販売及び輸入ならびに輸出
- (4) 医療関連製品の研究開発および技術提供
- (5) 医療機器および医療機器部品の表面処理等の受託加工
- (6) 医療機器の修理
- (7) 医療機器の賃貸借
- (8) 情報システムおよびプログラムの開発ならびにその販売
- (9) 上記品目に関する保守・管理およびサービス業務
- (10) 前各号に附帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都中央区に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告は官報に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、800 株とする。

(株式の譲渡制限)

第6条 当社の株式の譲渡または取得については、株主または取得者は、取締役会の承認を受けなければならない。

【別紙 1】

(相続人等に対する売渡しの請求)

第 7 条 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

(株式の割当てを受ける権利等の決定)

第 8 条 当社は、当社の株式（自己株式の処分による株式を含む）および新株予約権を引き受ける者の募集をする場合において、その募集事項、株主に当該株式または新株予約権の割当てを受ける権利を与える旨およびその引受けの申込みの期日の決定は取締役会の決議によって定める。

(株主名簿記載事項の記載または記録の請求)

第 9 条 当社の株式の取得者が株主の氏名等の株主名簿記載事項を株主名簿に記載または記録することを請求するには、当社所定の書式による請求書にその取得した株式の株主として株主名簿に記載もしくは記録された者またはその相続人その他の一般承継人と株式の取得者が署名または記名押印し、共同してしなければならない。ただし、法務省令で定める場合には、株式取得者が単独で上記請求をすることができる。

(株式取扱規則)

第 10 条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(基準日)

第 11 条 当社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とするすることができる。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第 12 条 定時株主総会は毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

【別紙 1】

（招集権者および議長）

第 13 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

- 2 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

（議決権の代理行使）

第 14 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。

- 2 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに提出しなければならない。

（決議の方法）

第 15 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第 309 条第 2 項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

（議 事 録）

第 16 条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

第 4 章 取締役および取締役会

（取締役会の設置）

第 17 条 当社は取締役会を置く。

（取締役の員数）

第 18 条 当社の取締役は、3 名以上とする。

（取締役の選任）

第 19 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

【別紙 1】

- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

- 第 20 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- 2 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

- 第 21 条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。
- 2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
 - 3 取締役会は、その決議によって、取締役社長 1 名を選定し、取締役会長 1 名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

- 第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

- 第 23 条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の方法)

- 第 24 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

- 第 25 条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会の議事録)

- 第 26 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

【別紙 1】

(取締役会規則)

第 27 条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役の報酬等)

第 28 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第 5 章 監査役

(監査役)

第 29 条 当社は監査役を置く。

(監査役の員数)

第 30 条 当社の監査役は、1 名以上とする。

(監査役の選任)

第 31 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第 32 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役の報酬等)

第 33 条 監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 34 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から（翌年） 3 月 31 日までとする。

【別紙 1】

(期末配当金)

第 35 条 当社は、株主総会の決議によって、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当を行う。

(中間配当金)

第 36 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第 4 5 4 条第 5 項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

(配当の除斥期間)

第 37 条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

【別紙 2】

承継権利義務明細表

効力発生日において当社が新設会社に承継させる権利義務は、本明細表に定める当社の権利義務のうち、法令上承継可能なものとする。但し、当該当社の権利義務のうち、本件新設分割により新設会社に承継させるために、関係官公庁（日本国内外を問わない。）の許認可が必要となる場合、又は第三者の同意若しくは承認等が必要となる場合（同意若しくは承認等を得ずに権利義務を承継した場合に当該第三者との間の契約の債務不履行事由若しくは解除事由に該当する可能性があるものを含む。）であって、かかる許認可、同意若しくは承認等が得られないものは承継対象から除外するものとする。

1. 資産

効力発生日の前日の終了時において当社が所有又は保有している以下の資産。

(1) 本件事業に属する一切の流動資産

現金預金、売掛金、製品、原材料、仕掛品等

(2) 本件事業に属する一切の固定資産

建物付属設備、構築物、機械装置、工具器具備品等有形固定資産、及び電話加入権、ソフトウェア等無形固定資産

2. 債務

効力発生日の前日の終了時において存在する当社の負債及び債務は承継しない。

3. 契約

(1) 本件対象事業に関連する契約上の地位及びこれらに基づいて発生した権利義務。

(2) 前号に関わらず、本件対象事業以外の当社の事業にも関連して締結された契約上の地位及びこれらに基づいて発生した権利義務は承継されない。

4. 雇用契約

効力発生日の前日の終了時において本件対象事業に従事する当社の従業員の雇用契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生する権利義務は新設会社に承継されない。当社は、効力発生日において本件対象事業に従事する当社の従業員を、当社に在籍させたまま新設会社に出向させ、以後、新設会社において本件対象事業に従事させる。

5. 許認可等

本件事業に関する関係官公庁の許認可等のうち、法令上承継可能なものは、当社から新設会社へ承継する。但し、本件対象事業以外の当社の事業にも関連するものを除く。

以上